

財政的援助団体等監査結果報告書

令和3年度

佐賀県監査委員

監査第1054号
令和4年2月9日

佐賀県議会議長	藤木 卓一郎 様
佐賀県知事	山口 祥義 様
佐賀県教育委員会教育長	落合 裕二 様

佐賀県監査委員	久本 智博
同	荒木 敏也
同	角 貞樹
同	大場 芳博

財政的援助団体等監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。

目 次

第1	監査の概要	1
第2	監査の結果	2
第3	意見事項	7
	用語等の説明	9
	監査対象団体ごとの監査結果	13
1	出資団体	
	公益財団法人佐賀県芸術文化協会	15
	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金	15
	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団	16
	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館	16
	公益財団法人佐賀県健康づくり財団	17
	公益財団法人佐賀県臓器バンク	18
	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会	18
	公益社団法人佐賀県農業公社	19
	公益社団法人佐賀県畜産協会	20
	公益財団法人さが緑の基金	20
	佐賀ターミナルビル株式会社	21
	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団	22
2	補助金等交付団体	
	学校法人江楠学園	23
	学校法人九州国際学園	23
	一般社団法人佐賀市医師会	24
	みなと6G推進協議会	24
	エスピージャパン株式会社	25
	学校法人弘堂国際学園	26
	昭和自動車株式会社	26
	一般社団法人佐賀県観光連盟	27
	一般社団法人佐賀県産業資源循環協会	27
	社会福祉法人麗風会	28
	社会福祉法人長生会	28
	社会福祉法人ナイスランド北方	29
	社会福祉法人まごころ会	30
	社会福祉法人西九福社会	30

特定非営利活動法人くすの木	31
医療法人啓仁会橋本病院	31
医療法人社団再整会伊万里整形外科病院	32
学校法人慈恩学園	33
学校法人見真学園	33
唐津商工会議所	34
伊万里商工会議所	34
有田商工会議所	34
株式会社ヨシムラ	35
職業訓練法人佐賀高等職業訓練運営会	35
職業訓練法人唐津美容訓練協会	36
諸富家具振興協同組合	36
佐賀県陶磁器商業協同組合	37
唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会	37
武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会	37
一般社団法人佐賀県農業会議	38
川副町土地改良区	38
鹿島市土地改良区	39
鹿島市多良岳土地改良区	39
原林業	40
武雄杵島森林組合	41
一般社団法人佐賀県木材協会	41
一般社団法人佐賀県造園建設業協会	41
佐賀県高等学校野球連盟	42
公益財団法人佐賀県市町村振興協会	43
武雄市家畜防疫協会	43
公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団（再掲）	16
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（再掲）	16
公益財団法人佐賀県臓器バンク（再掲）	18
公益社団法人佐賀県農業公社（再掲）	19
公益社団法人佐賀県畜産協会（再掲）	20
佐賀ターミナルビル株式会社（再掲）	21

3 公の施設の指定管理者

一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会	44
（佐賀県解放会館）	
特定非営利活動法人みんなの森プロジェクト	44
（佐賀県北山少年自然の家）	
佐賀ヨットハーバー共同企業体	44
（佐賀県ヨットハーバー）	
乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体	44

(佐賀県立宇宙科学館)	
特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会	45
(佐賀県射撃研修センター)	
さが21 県民の森管理運営共同事業体	45
(佐賀県立21世紀県民の森)	
太良町	46
(太良人工海浜公園)	
公益財団法人佐賀県教育文化振興財団(再掲)	22
(佐賀県波戸岬少年自然の家)	
所管課・関係課ごとの監査結果	47
1 補助金等交付団体関係	
法務私学課	49
さが創生推進課	50
観光課	51
長寿社会課(スポーツ課及び文化課含む)	52
障害福祉課	53
こども未来課	54
産業人材課	55
生産者支援課	55
畜産課	56
林業課	57
まちづくり課	57
保健体育課	58
2 公の施設の指定管理者関係	
文化課	60
まなび課	60
人権・同和対策課	61
森林整備課	61
3 関係課関係	
人事課	62
財政課	62

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定により、佐賀県監査基準（令和2年3月31日佐賀県監査委員告示第4号）に準拠して財政的援助団体等の監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査の実施時期

令和3年6月から令和4年1月まで

2 監査の対象団体

県が資本金等の4分の1以上を出資している団体、補助金・負担金・貸付金等の財政的援助を行っている団体（補助金等交付団体）及び公の施設の管理者に指定している団体のうち59団体について実施した。

区分	出資	補助金等 交付	指定管理	計
公益財団法人・公益社団法人・地方 独立行政法人	11	8	1	20 (12)
一般財団法人・一般社団法人		7	1	8 (7)
学校法人		5		5 (5)
社会福祉法人・医療法人		7		7 (7)
特定非営利活動法人（NPO法人）		1	2	3 (3)
株式会社・共同事業体・個人事業主	1	7	3	11 (8)
市町			1	1 (1)
その他		16		16 (16)
計	12	51	8	71 (59)

（注） ・数値は団体数で、（ ）は重複を除く実団体数

・「その他」は、協同組合、商工会議所、職業訓練法人、土地改良区、協議会など

3 監査の着眼点

監査の実施に当たっては、団体の運営や事業の執行及び施設の管理が関係法令、規則及び要綱等に則して適正に行われているかの観点に加え、

（1）出資団体については、経営が適切、良好に行われているか

（2）補助金等の交付団体については、その目的に沿って事業が適切かつ効率的に執行されているか

（3）公の施設の管理者については、運営及び財産管理が適切に行われているかなどを着眼点とした。

4 監査の実施方法

団体及び所管課の令和2年度事業及び経理執行を中心に監査を行うとともに、施設、設備の整備及び管理については、現場確認を併せて行った。

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

出資団体及び補助金等交付団体における出納その他の事務並びに公の施設の管理は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように、指摘事項等が認められたので、団体、所管課及び関係課に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、団体及び所管課に対し指導を行った。

区分別指摘事項及び検討事項の件数

区 分	令和3年度										(参考) 令和2年度
	出 資			補助金等交付			指定管理			合計	
	団体	所管課	計	団体	所管課	計	団体	所管課	計		
重要な 指摘事項				3	2	5		1	1	6	9
その他 指摘事項	4		4	13	14	27	1	2	3	34	47
検討事項	1		1		5	5		1	1	7	3
合 計	5		5	16	21	37	1	4	5	47	59

上表の件数のほか、関係課に対する検討事項2件（補助金等交付1件、指定管理1件）あり

重要な指摘事項 ... 違法又は不当な事項で、誤りの程度が重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等、一般に公表することが相当と認められるもの。

その他指摘事項 ... 違法又は不当な事項で、重要な指摘事項には該当しないが、一般に公表することが相当と認められるもの。

検 討 事 項 ... 指摘事項には該当しないが、検討を要する事項で、一般に公表することが相当と認められるもの。

2 重要な指摘事項

(1) 補助金等交付団体関係

佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金

(団体に対するもの)

○実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあった。

【エスピージャパン株式会社（さが創生推進課）】

）補助対象経費のうち人件費について、補助金交付要綱上「補助事業者が補助事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る」と規定されているにも関わらず、従業員ではない役員に対する報酬を含めた金額で報告されていた。

過大補助金受領額 1,080,000 円

	(正)	(誤)	(差額)
関連補助対象経費	0 円	1,080,000 円	1,080,000 円
補助金受領額	0 円	1,080,000 円	1,080,000 円

)補助対象経費は原則として実際に発生、支出のあった経費でなければならないところ、補助対象経費のうち人件費について、支払額に基づいて算定した日額単価を上回る団体の役務事業における営業単価(間接経費、粗利益を含んでいると考えられる)に準じた単価を用いて算定、報告されていた。

過大補助金受領額 1,825,137 円

	(正)	(誤)	(差額)
関連補助対象経費	1,614,863 円	3,440,000 円	1,825,137 円
補助金受領額	1,614,863 円	3,440,000 円	1,825,137 円

○消費税仕入税額控除額の報告がなされていなかった。

【エスピージャパン株式会社(さが創生推進課)】

補助対象経費として報告された金額に含まれる消費税相当額について、消費税及び地方消費税の確定申告において仕入税額控除を受けたにも関わらず、補助金交付要綱に規定された報告がなされていなかった。

補助対象経費中の課税仕入に係る仕入控除税額推定額 585,280 円

(所管課に対するもの)

○実績報告の審査が不適正で過大に補助金を交付しているものがあった。

【さが創生推進課(エスピージャパン株式会社)】

)補助対象経費のうち人件費について、補助金交付要綱上「補助事業者が補助事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る」と規定されているにも関わらず、従業員ではない役員に対する報酬を含めた金額で実績報告がなされていたが、それを看過していた。

過大補助金交付額 1,080,000 円

	(正)	(誤)	(差額)
関連補助対象経費	0 円	1,080,000 円	1,080,000 円
補助金交付額	0 円	1,080,000 円	1,080,000 円

)補助対象経費は原則として実際に発生、支出のあった経費でなければならないところ、補助対象経費のうち人件費について、支払額に基づいて算定した日額単価を上回る団体の役務事業における営業単価(間接経費、粗利益を含んでいると考えられる)に準じた単価を用いて算定、報告されていたにも関わらず、それを容認していた。

過大補助金交付額 1,825,137 円

	(正)	(誤)	(差額)
関連補助対象経費	1,614,863 円	3,440,000 円	1,825,137 円
補助金交付額	1,614,863 円	3,440,000 円	1,825,137 円

花と緑を育む地域づくり推進事業補助金

(団体に対するもの)

○実際の支出額に基づかない補助対象経費を報告し、補助金を過大に受領していた。

【一般社団法人佐賀県造園建設業協会(まちづくり課)】

補助対象経費は補助事業実施にあたって団体が実際に支出した経費とすべきところ、事業計画における見積額を補助対象経費として実績報告していた。

本事業は、団体が理事会で指名した会員企業と補助金相当額(見積額の半額)で委託契約し、当該金額を超過する事業費は受託企業が負担する形で実施されていた。本件の補助対象は団体であり、補助対象経費は団体が支出した事業費であるところ、上記見積額を補助対象経費として報告し、補助金を過大に受領していた。

過大補助金受領額 13,758,000 円

	(正(契約額))	(誤(見積額))	(差額)
補助対象経費	27,511,000 円	55,022,000 円	27,511,000 円
補助金受領額	13,753,000 円	27,511,000 円	13,758,000 円

(所管課に対するもの)

○補助金事務に関し、適正でないものがあつた。

【まちづくり課(一般社団法人佐賀県造園建設業協会)】

所管課は実績報告書の審査において、補助対象経費が団体の実際の支出額ではなく、事業計画における見積額で計上されていることを了知していたが、見積額が実施事業に対して妥当であると判断したこと及び事業計画において予定されていた業務が完了されていたことから当該補助対象経費報告額を承認し、補助金

を過大に交付していた。

また、本補助制度では補助事業者が補助金額と同額以上を自己負担することとされているが、当該補助事業の規模は団体の通常の予算規模を大幅に上回っており、補助事業としての制度設計に検討を要する部分（補助率や補助事業者の設定など）があった。

過大補助金交付額 13,758,000 円

	(正(契約額))	(誤(見積額))	(差額)
補助対象経費	27,511,000 円	55,022,000 円	27,511,000 円
補助金交付額	13,753,000 円	27,511,000 円	13,758,000 円

(2) 公の施設の指定管理者関係

佐賀県波戸岬少年自然の家、佐賀県北山少年自然の家

(所管課に対するもの)

○指定管理委託料を過大に交付しているものがあった

【まなび課（公益財団法人佐賀県教育文化振興財団、特定非営利活動法人みんなの森プロジェクト）】

新型コロナウイルス感染症対策として県の指示により指定管理施設の食堂の供用を停止及び県内利用者に制限したことに伴い、停止及び制限期間中の食堂従業員の人件費、光熱水費、及び廃棄した食材の購入に要した経費を指定管理委託料として特別に交付していた。

当該委託料は、県が金額を積算し指定管理者に提示したうえで、県と指定管理者との間で結ばれる指定管理に係る令和2年度協定書を変更し交付されているが、食堂従業員の人件費に対して別途雇用調整助成金が交付されているにもかかわらず、積算に際して同助成金を差し引かなかったため、当該委託料と雇用調整助成金が重複することとなり、委託料が過大に交付されていた。

委託料過大交付額 佐賀県波戸岬少年自然の家 164,630 円
佐賀県北山少年自然の家 805,482 円

3 その他指摘事項・検討事項

(1) 出資団体関係（その他指摘事項：4件、検討事項：1件）

団体に対するもの（その他指摘事項：4件、検討事項：1件）

- ・団体の規定に基づかない処理がされているもの（2件）
- ・団体の事務処理で適正でないもの（2件）
- ・団体の規程で改正の検討を要するもの（1件）

(2) 補助金等交付団体関係 (その他指摘事項：27件、検討事項：6件)

団体に対するもの (その他指摘事項：13件)

- ・補助金等を過大に受給しているもの (2件)
- ・補助事業に係る事務手続きで適正でないもの (5件)
- ・補助事業に係る事務処理で適正でないもの (6件)

所管課に対するもの (その他指摘事項：14件、検討事項：5件)

- ・補助金等を過大に支給しているもの (2件)
- ・補助事業に係る補助金交付要綱で改正を要するもの (6件)
- ・補助事業者への指導で不十分なもの (2件)
- ・補助事業の審査で不十分なもの (4件)
- ・補助事業に係る補助金交付要綱で検討を要するもの (3件)
- ・補助事業の実施方法について検討を要するもの (2件)

関係課に対するもの (検討事項：1件)

- ・補助事業に係る全庁的な基準の明示について検討を要するもの (1件)

(3) 公の施設の指定管理者関係 (その他指摘事項：3件、検討事項：2件)

団体に対するもの (その他指摘事項：1件)

- ・指定管理に係る事務処理で適正でないもの (1件)

所管課に対するもの (その他指摘事項：2件、検討事項：1件)

- ・事業報告書の確認結果が公表されていなかったもの (1件)
- ・団体の指導で不十分なもの (1件)
- ・管理委託料の取り扱いで検討を要するもの (1件)

関係課に対するもの (検討事項：1件)

- ・管理委託料の全庁的な取り扱いについて検討を要するもの (1件)

4 監査対象団体ごと並びに所管課・関係課ごとの監査結果

監査対象団体ごと並びに所管課・関係課ごとの監査結果については、15ページから63ページまでに記載している。

第3 意見事項

今回、令和3年6月から令和4年1月までの間に財政的援助団体等に対して行った監査結果については、「第2 監査の結果」のとおりである。これらの監査結果を踏まえ、以下のとおり意見を述べる。今後の業務運営及び行政運営にあたり十分留意され、所要の改善措置について検討されたい。

1 出資団体に対するもの

県が公金を使って団体へ出資している目的は、行政の役割を補完するため、あるいは公益上の必要から行っているものであり、その前提として、団体の運営が適切かつ健全に行われることが必須である。

出資団体に対する個別の指摘事項をみると、団体の規程に反した事務処理を行っているものや、外部に交付する負担金の算定を誤り過大に交付しているものなどがあった。

団体運営や事業が適正に実施され、出資目的が果たされるよう、団体を指導、監督してもらいたい。

2 補助金等交付団体に対するもの

補助金は、県が公益上の必要に基づき、貴重な公金を相当の反対給付を求めることなく交付するものであり、補助事業において補助金がどのような用途にいくら使用されたかについては、領収書などの証拠書類に基づき慎重に確認が行われる必要がある。

県で定める補助事業に係る留意事項を整理した「補助事業に係るチェックリスト」においても、「実績審査」について、「実績報告書等による書類審査を行う場合は、領収書等の証拠書類等の確認並びに補助対象経費の適否及び積算見積もりの審査等を行うことにより、交付すべき補助金等の額を確定すること」とされている。

しかしながら今回の監査では、補助対象経費の実支出額ではなく、事業計画における見積額をもって実績額としたものや、補助対象となる人件費の算定にあたり、給与等の実支出額から算定された単価ではなく、補助事業者が設定した営業上の単価を用いたものがあった。また、いずれについても県が実績審査で認識していたにもかかわらず、是正を求めていなかった。

実績審査の基本である実支出額の確認がおろそかとなっていたことは非常に遺憾であり、同様の事案が今後発生しないよう、再発防止の徹底を図られたい。

また、「県単独の補助制度については、補助要件、補助対象経費などを要綱で定める前に、申請予定者等の意見を聴取し、その意見をできる限り要綱の内容に反映させることにより、利用者の立場にたった補助制度とすること」(「佐賀県補助金等交付規則の施行について(昭和53年4月1日付け総務部長通知)」から抜粋)とされているが、事前の補助事業者への十分な聴取を行わず、補助事業者の通常の予算規模を大幅に上回る自己負担を伴う補助事業を実施しているものがあった。

このような無理がある制度設計は、実績報告書の改ざんなど不適正な事務処理を誘発する懸念もあり問題である。補助事業の制度設計を行う際には、補助事業者側の視点からも制度設計の適切性を確認することはもとより、事前に関係者との十分な意思

疎通を図るなどして、円滑に事業が実施できるものとなるよう、努められたい。

3 公の施設の指定管理者に対するもの

今回、新型コロナウイルス感染症対策に伴う指定管理施設の食堂の減収補填について、指定管理委託料を増額して対応する際に、別途国から支給を受けていた食堂従業員への雇用調整助成金を控除しないで影響額を積算し、結果的に指定管理委託料を過大交付しているものがあった。

例年にない事務処理であり、国の新型コロナ関連の支援策などにも留意し、県民目線での説明責任を果たし得るように慎重に事務処理を行う必要があったが、その動向が逐一報道されていた雇用調整助成金の特例措置との関係について認識が不足していたと言わざるを得ない。

指定管理委託料の算定にあたっては、収支に影響する様々な要素を十分に考慮し、適切な見積りを心掛けられたい。

4 まとめ

以上、出資団体、補助金等交付団体及び公の施設の指定管理団体について、監査委員の意見を述べてきたが、出資金や補助金、管理委託料等は県民が負担した税金等を財源として交付されるものであり、その執行に当たっては、公平性・透明性・公益性を確保するとともに、県民に対して、説明責任を果たしていくことが求められている。

今回の監査での「重要な指摘」は6件と、昨年度から3件減少しているものの、その内容をみると、補助事業の実績審査の基本となる実支出額の確認を怠ったものや、指定管理委託料の増額変更に際し、一般に周知されていた雇用調整助成金に係る認識が不足していたものなど、基本的な事務処理ができていないものが散見され、組織的なチェックが不足していることが伺える。

令和2年4月からは事務マネジメント制度（内部統制制度）が導入され、業務レベルでのリスクは組織内で共有されているはずであるが、実際の事務処理において十分機能しているとはいいがたい。今後は組織的なチェック体制を充実させ、不適切な事務処理の減少に努めていただきたい。

また、財務会計や補助金制度、指定管理者制度の運用などで疑義を生じたものや高度な判断を要する場合は、財政課、会計課、人事課などの関係部局と連携して対応されたい。

用語等の説明

用語等	説明
地方自治法第 199 条第 7 項 (財政的援助団体等の監査に関する規定)	条文 (抜粋) 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、同様とする。
地方自治法第 199 条第 9 項 (監査結果の報告、公表に関する規定)	条文 (抜粋) 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。
地方自治法第 199 条第 10 項 (監査意見に関する規定)	条文 (抜粋) 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

用語等	説明
公の施設の指定管理者制度	<p>指定管理者制度</p> <p>平成 15 年 9 月 2 日、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、公の施設の管理に関するこれまでの「管理委託制度」が廃止され、新たに創設された制度です。</p> <p>「指定管理者制度」では、指定管理者となることができる者の範囲について法律上特段の制約がないことから、民間企業や NPO 法人などを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となりました。</p> <p>指定管理者制度の目的</p> <p>指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。</p> <p>指定管理者制度の流れ</p> <p style="text-align: center;"> 指定管理者の募集 申請書の提出 指定管理者の選定 議会による議決 指定管理者の指定 指定管理者による管理運営 </p> <p>協定書の締結</p> <p>上記の手續によって指定管理者を指定した場合は、公の施設の管理運営について、指定管理者との間に協定を締結するものとする。</p> <p>当該協定には、利益の取扱い、県が支払うべき管理費用に関する事項やその他細目的な事項を規定することとする。特に、業務の内容に関する事項については、施設サービスが低下することがないように、業務の内容を詳細に記載した業務方法書を別途作成することとする。</p> <p>・主な事項 …… 業務の内容に関する事項、指定期間に関する事項、事業計画書の提出に関する事項、事業報告に関する事項、利益の取扱いに関する事項、県が支払うべき管理費用に関する事項、情報公開に関する事項、個人情報の保護に関する事項、再委託に関する事項 等</p> <p style="text-align: right;">（佐賀県ホームページ引用）</p>

用語等	説明
<p>特定非営利活動法人 (NPO法人)</p>	<p>「NPO」とは「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称です。</p> <p>したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められませんが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることとなります。</p> <p>このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格(注)を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」と言います。</p> <p>NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。</p> <p>(注)法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの (内閣府ホームページ引用)</p>
<p>佐賀県補助金等交付規則第13条 (補助金等の額の確定に関する規定)</p>	<p>条文(抜粋)</p> <p>知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。</p>
<p>佐賀県補助金等交付規則の施行について (昭和53年総務部長通知)</p>	<p>12 実績報告(第12条関係)</p> <p>(1)実績報告書は、補助事業等の成果が交付の決定の内容及び条件に適合するか否かを審査し、補助金等の精算による補助金等交付事務の結了又は是正措置のいずれを取るかを判断するため提出させるものであるから、適確な判断ができるよう要綱等において、様式、添付書類、提出時期を定めること。</p> <p>この実績報告書においては、補助事業等の成果が把握できるよう、できる限り具体的数値などを盛り込むこと。</p> <p>ただし、補助事業の効果の発現が、補助事業終了後一定期間を要するものなど実績報告書提出までに事業効果を適確に把握することが困難な場合は、実績報告書とは別に、適切な時期を選び、事業効果を把握すること。</p> <p>この実績報告書の内容の確認等は、県民ニーズの把握、現場主義の徹底を図る観点から、極力、職員が実地に赴き確認することを基本とし、その際、把握したことについて、次年度以降の予算に反映させること。</p>

用語等	説明
仕入税額控除	<p>消費税の仕入税額控除とは、課税仕入れ等に係る消費税額を、課税売上げに係る消費税額から控除する仕組みである。</p> <p>補助対象経費に課税仕入れ等に係る消費税額が含まれている場合で、当該課税仕入れ等に係る消費税額について仕入税額控除を受けた場合、補助事業者はその分だけ補助対象経費の負担を免れることとなる。</p>
<p>補助金等に係る予算の執行の適正化について (平成 26 年財政課長通知)</p>	<p>(6) 補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除の適正な取扱いについて</p> <p>補助金交付要綱において、「補助事業者は、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し仕入税額控除額の全部又は一部を返還する必要がある」旨の規定(以下、「仕入控除規定」という。)が定められている場合には、適切に補助事業者に対して当該報告を求めること。</p> <p>県単独補助金において、補助事業者(間接補助事業者を含む。)が消費税及び地方消費税の納税義務者であり、補助対象経費に消費税及び地方消費税の課税対象経費が含まれているにもかかわらず、仕入控除規定が交付要綱に定められていない場合には、類似の国庫補助事業の取扱いなどを参考にし、以下の措置をとること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付要綱に、仕入控除規定を設ける。 ・ 補助対象経費から、消費税及び地方消費税を除く。
雇用調整助成金(の特例措置)	<p>雇用調整助成金とは、「新型コロナウイルス感染症の影響」により、「事業活動の縮小」を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成するものです。</p> <p>(厚生労働省ホームページ引用)</p>

監査対象団体ごとの監査結果

1 出資団体

団 体 名	公益財団法人佐賀県芸術文化協会		
所 在 地	佐賀市城内一丁目 1 番 59 号		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 7 月 12 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	197,087,223 円
		出 資 額	156,868,000 円
		出 資 率	79.6%
所 管 課	文化課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 会計処理規程によらない支出がされているものがあった。 団体からの支出は、債権者の請求書に基づき、支出決議書を作成して行わなければならないとされているが、実際は、支出決議書を作成せずに職員が立替払をしているものがあった。</p>		

団 体 名	公益財団法人佐賀県地域福祉振興基金		
所 在 地	佐賀市鬼丸町 7 番 18 号		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 10 月 7 日		
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博		
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	3,356,334,311 円
		出 資 額	2,880,000,000 円
		出 資 率	85.8%
所 管 課	福祉課		
監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 負担金の支出で適正でないものがあった。 社会福祉法人佐賀県社会福祉協議会の職員が業務に従事しており、業務の従事割合によって人件費を当該協議会に対して負担している。 このうち県派遣職員は勤勉手当、時間外勤務手当及び社会保険料のみに従事割合を乗じて算定すべきところ、人件費全体に従事割合を乗じて算定したため、負担額が過大に算定されていた。</p> <p>過大負担額 434,924 円</p>		

団 体 名	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団			
所 在 地	佐賀市神野東二丁目6番1号			
監 査 執 行 年 月 日	令和3年7月12日			
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹			
財政的援助内容	出 資 金	基 本 財 産	210,000,000円	
		出 資 額	200,000,000円	
		出 資 率	95.2%	
	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県明るい長寿社会づくり 推進事業費補助金	
		補助対象事業費	54,650,025円	
		補助金交付額	38,748,000円	
		補 助 金 名	佐賀県元気高齢者社会参加活 動推進事業費補助金	
		補助対象事業費	3,552,000円	
		補助金交付額	3,552,000円	
		補 助 金 名	佐賀県生涯現役・介護の理解促 進事業費補助金	
補助対象事業費	4,393,121円			
補助金交付額	4,379,000円			
所 管 課	長寿社会課、スポーツ課、文化課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に 是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県元気高齢者社会参加活動推進事業費補助金関係】 (1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。 補助事業の内容の変更を行っているにもかかわらず、変更承認 手続きを行っていないかった。</p>			

団 体 名	地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館		
所 在 地	佐賀市嘉瀬町大字中原 400 番地		
監 査 執 行 年 月 日	令和3年9月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	出 資 金	基 本 財 産	2,316,978,749円
		出 資 額	2,316,978,749円
		出 資 率	100%
	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県ドクターヘリ運行事業 費補助金

		補助対象事業費	11,323,956 円
		補助金交付額	4,995,000 円
		補助金名	佐賀県がん診療連携拠点病院 機能強化事業費補助金
		補助対象事業費	12,184,741 円
		補助金交付額	11,151,000 円
		補助金名	佐賀県がん患者歯科保健医療 連携推進事業費補助金
		補助対象事業費	7,032,000 円
		補助金交付額	3,516,000 円
	貸付金	貸付金名	地方独立行政法人佐賀県医療 センター好生館貸付金
		貸付事業費	1,911,126,430 円
		貸付金交付額	1,895,000,000 円
		令和 2 年度末残高	13,688,087,828 円
貸付金名		地方独立行政法人佐賀県医療セ ンター好生館移行前病院事業債 債務	
令和 2 年度末残高	583,921,941 円		
所 管 課	医務課、健康増進課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。</p>		

団 体 名	公益財団法人佐賀県健康づくり財団		
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 10 号		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 8 月 3 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	10,000,000 円
		出 資 額	4,000,000 円
		出 資 率	40.0%
所 管 課	健康増進課		

監 査 の 結 果	<p>経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部には是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 契約事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>工事請負契約において、公益財団法人佐賀県健康づくり財団会計規程に基づき契約書を作成しなければならない案件であるにもかかわらず、注文請書で契約を締結していた。</p>
-----------	---

団 体 名	公益財団法人佐賀県臓器バンク			
所 在 地	佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 10 号			
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 8 月 5 日			
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹			
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	71,001,806 円	
		出 資 額	42,014,758 円	
		出 資 率	59.17%	
	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県臓器移植連絡調整者設置事業費補助金	
		補助対象事業費	7,963,685 円	
補助金交付額		6,918,000 円		
所 管 課	健康増進課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会		
所 在 地	多久市東多久町大字納所 796 番地 6		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 9 月 17 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	10,000,000 円
		出 資 額	10,000,000 円
		出 資 率	100.0%
所 管 課	生活衛生課		

監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。
-----------	---------------------------

団 体 名	公益社団法人佐賀県農業公社			
所 在 地	佐賀市八丁畷町 8 番 1 号			
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 10 月 5 日			
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博 大場 芳博			
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	21,120,000 円	
		出 資 額	10,600,000 円	
		出 資 率	50.2%	
		(特定鉱害復旧事業関係)		
		基 本 財 産	632,850,000 円	
		出 資 額	155,681,000 円	
		出 資 率	24.6%	
	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県農業構造改革支援事業費補助金	
		補助対象事業費	67,075,546 円	
		補助金交付額	66,809,000 円	
		補 助 金 名	農地売買支援対策費補助金	
		補助対象事業費	9,791,984 円	
		補助金交付額	9,791,984 円	
		補 助 金 名	就農支援資金貸付等事業費補助金	
補助対象事業費		6,975,118 円		
補助金交付額		6,910,014 円		
所 管 課	農産課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 団体の規程で検討を要するものがあった。 任期付き嘱託職員(常勤)の任期や給与等について定めた「常勤嘱託職員取扱要領」を同職員が従事している業務内容や勤務実態に適合した内容に改正することを検討されたい。</p> <p>(2) 承認手続で適正でないものがあった。 決裁規程で理事長の決裁区分とされているものを、専務理事が処理していた。</p>			

	2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
--	--

団 体 名	公益社団法人佐賀県畜産協会			
所 在 地	佐賀市栄町2番1号			
監 査 執 行 年 月 日	令和3年10月11日			
監 査 執 行 者	監査委員 角 貞樹			
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	159,843,000 円	
		出 資 額	77,500,000 円	
		出 資 率	48.49%	
	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県肉用牛肥育経営安定特別対策事業費補助金	
		補助対象事業費	59,865,000 円	
		補助金交付額	8,052,800 円	
		補 助 金 名	令和元年度佐賀県 ASF 侵入防止緊急支援事業費補助金	
		補助対象事業費 (うち元年度からの繰越)	63,622,231 円 (45,317,320 円)	
		補助金交付額 (うち元年度からの繰越)	12,848,500 円 (8,781,000 円)	
	交 付 金	交 付 金 名	佐賀県消費・安全対策交付金	
		交 付 事 業 費	13,401,927 円	
		交付金交付額	8,984,000 円	
	所 管 課	畜産課		
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 交付事業は計画どおり完了し、交付された交付金は、交付目的に沿って執行されていた。</p>			

団 体 名	公益財団法人さが緑の基金		
所 在 地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監 査 執 行 年 月 日	令和3年7月21日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	662,429,652 円

		出 資 額	250,000,000 円
		出 資 率	37.7%
所 管 課	森林整備課		
監 査 の 結 果	経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。		

団 体 名	佐賀ターミナルビル株式会社			
所 在 地	佐賀市川副町大字犬井道 9476 番地 187			
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 10 月 15 日			
監 査 執 行 者	監査委員 荒木 敏也 大場 芳博			
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	1,324,000,000 円	
		出 資 額	604,000,000 円	
		出 資 率	45.62%	
	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県空港ハイジャック等防止検査・監視業務補助金	
		補助対象事業費	7,900,000 円	
		補助金交付額	3,950,000 円	
		補 助 金 名	佐賀空港施設機能強化事業費補助金	
		補助対象事業費 (うち元年度からの繰越)	4,278,575,426 円 (552,335,426 円)	
		補助金交付額 (うち元年度からの繰越)	3,355,413,392 円 (552,335,426 円)	
	負 担 金	負 担 金 名	便数確保・空港機能維持事業負担金	
		負 担 事 業 費	34,359,528 円	
		負担金交付額	17,179,764 円	
	貸 付 金	貸 付 金 名	佐賀空港ターミナルビル設備整備資金貸付金	
令和 2 年度末残高		77,750,000 円		
所 管 課	空港課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。</p> <p>3 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p>			

	4 貸付事業は、貸付目的に沿って執行されており、貸付金は、県に対する負債として適正に管理されていた。
--	--

団 体 名	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団			
所 在 地	唐津市鎮西町名護屋 5581 番地 1			
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 9 月 1 日			
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹			
財 政 的 援 助 内 容	出 資 金	基 本 財 産	20,000,000 円	
		出 資 額	20,000,000 円	
		出 資 率	100.0%	
	公の施設 の 管 理	施 設 名	佐賀県波戸岬少年自然の家	
		管 理 委 託 額	119,621,000 円	
所 管 課	まなび課			
監 査 の 結 果	<p>1 経営に係る事務の執行は、おおむね良好と認められた。</p> <p>2 公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。</p>			

2 補助金等交付団体

団 体 名	学校法人江楠学園		
所 在 地	佐賀市高木瀬西三丁目7番1号		
監 査 執 行 年 月 日	令和3年10月11日		
監 査 執 行 者	監査委員 久本 智博		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県私立専修学校（専門課程・一般課程）運営費補助金
		補助対象事業費	90,518,399 円
		補助金交付額	2,989,000 円
		補 助 金 名	佐賀県私立専門学校修学支援事業補助金
		補助対象事業費	9,000,100 円
		補助金交付額	9,000,100 円
		補 助 金 名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金
		補助対象事業費	541,525,000 円
		補助金交付額	255,798,000 円
		補 助 金 名	佐賀県私立高等学校等入学金等減免補助金
		補助対象事業費	12,170,000 円
		補助金交付額	3,000,000 円
所 管 課	法務私学課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	学校法人九州国際学園		
所 在 地	佐賀市神野東一丁目9番32号		
監 査 執 行 年 月 日	令和3年8月23日		
監査執行者（書面）	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県私立専修学校高等課程運営費補助金
		補助対象事業費	37,788,000 円
		補助金交付額	18,225,000 円
		補 助 金 名	佐賀県私立専門学校修学支援事業補助金
		補助対象事業費	19,215,300 円
		補助金交付額	19,215,300 円

所 管 課	法務私学課
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。

団 体 名	一般社団法人佐賀市医師会		
所 在 地	佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目 12 番 11 号		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 8 月 25 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県私立専門学校修学支援事業補助金
		補助対象事業費	3,757,500 円
		補助金交付額	3,757,500 円
		補 助 金 名	佐賀県看護師等養成所運営費補助金
		補助対象事業費	179,652,078 円
		補助金交付額	40,698,000 円
所 管 課	法務私学課、医務課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	みなと 6G 推進協議会		
所 在 地	唐津市湊町 950-1		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 9 月 29 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	さが未来アシスト事業費補助金
		補助対象事業費	7,374,009 円
		補助金交付額	3,687,000 円
所 管 課	さが創生推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	エスピージャパン株式会社																										
所 在 地	三養基郡基山町宮浦 185-2																										
監 査 執 行 年 月 日	令和3年10月5日																										
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹																										
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金																								
		補助対象事業費	20,640,000 円																								
		補助金交付額	20,640,000 円																								
所 管 課	さが創生推進課																										
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で不適正なものが発見された。</p> <p>(1)実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあつた。 補助対象経費のうち人件費について、補助金交付要綱上「補助事業者が補助事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る」と規定されているにも関わらず、従業員ではない役員に対する報酬を含めた金額で報告されていた。</p> <p>過大補助金受領額 1,080,000 円</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(正)</th> <th>(誤)</th> <th>(差額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関連補助対象経費</td> <td>0 円</td> <td>1,080,000 円</td> <td>1,080,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助金受領額</td> <td>0 円</td> <td>1,080,000 円</td> <td>1,080,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助対象経費は原則として実際に発生、支出のあつた経費でなければならないところ、補助対象経費のうち人件費について、支払額に基づいて算定した日額単価を上回る団体の役務事業における営業単価(間接経費、粗利益を含んでいると考えられる)に準じた単価を用いて算定、報告されていた。</p> <p>過大補助金受領額 1,825,137 円</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(正)</th> <th>(誤)</th> <th>(差額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関連補助対象経費</td> <td>1,614,863 円</td> <td>3,440,000 円</td> <td>1,825,137 円</td> </tr> <tr> <td>補助金受領額</td> <td>1,614,863 円</td> <td>3,440,000 円</td> <td>1,825,137 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)消費税仕入税額控除額の報告がなされていなかった。 補助対象経費として報告された金額に含まれる消費税相当額について、消費税及び地方消費税の確定申告において仕入税額控除を受けたにも関わらず、補助金交付要綱に規定された報告がなされていなかった。</p> <p>補助対象経費中の課税仕入に係る仕入控除税額推定額 585,280 円</p>				(正)	(誤)	(差額)	関連補助対象経費	0 円	1,080,000 円	1,080,000 円	補助金受領額	0 円	1,080,000 円	1,080,000 円		(正)	(誤)	(差額)	関連補助対象経費	1,614,863 円	3,440,000 円	1,825,137 円	補助金受領額	1,614,863 円	3,440,000 円	1,825,137 円
	(正)	(誤)	(差額)																								
関連補助対象経費	0 円	1,080,000 円	1,080,000 円																								
補助金受領額	0 円	1,080,000 円	1,080,000 円																								
	(正)	(誤)	(差額)																								
関連補助対象経費	1,614,863 円	3,440,000 円	1,825,137 円																								
補助金受領額	1,614,863 円	3,440,000 円	1,825,137 円																								

団 体 名	学校法人弘堂国際学園		
所 在 地	鳥栖市桜町 1461 番地		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 8 月 27 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県私立専修学校（専門課程・一般課程）運営費補助金
		補助対象事業費	123,229,199 円
		補助金交付額	4,353,000 円
		補 助 金 名	佐賀県外国人留学生県内就職・進学支援事業費補助金（日本語学校分）
		補助対象事業費	8,792,450 円
		補助金交付額	2,930,000 円
		補 助 金 名	佐賀県外国人留学生県内就職・進学支援事業費補助金（専門学校分）
		補助対象事業費	14,117,296 円
		補助金交付額	4,705,000 円
		補 助 金 名	佐賀県外国人留学生奨学金給付事業費補助金（日本語学校分）
		補助対象事業費	2,390,000 円
		補助金交付額	2,390,000 円
		補 助 金 名	佐賀県外国人留学生奨学金給付事業費補助金（専門学校分）
補助対象事業費	3,420,000 円		
補助金交付額	3,420,000 円		
所 管 課	法務私学課、国際課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	昭和自動車株式会社		
所 在 地	佐賀県唐津市千代田町 2565-5		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 10 月 12 日		
監 査 執 行 者	監査委員 荒木 敏也 大場 芳博		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県バスロケーションシステム導入事業費補助金
		補助対象事業費	9,222,000 円
		補助金交付額	3,074,000 円

		補助金名	佐賀県バス運行対策費補助金 (路線維持費補助金)
		補助対象事業費	205,084,000円
		補助金交付額	102,542,000円
		補助金名	佐賀県バス運行対策費補助金 (車両減価償却費等補助金)
		補助対象事業費	69,223,000円
		補助金交付額	34,610,000円
所管課	交通政策課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	一般社団法人佐賀県観光連盟		
所在地	佐賀市城内一丁目1番59号		
監査執行年月日	令和3年10月15日		
監査執行者	監査委員 久本 智博		
財政的援助内容	補助金	補助金名	一般社団法人佐賀県観光連盟 補助金
		補助対象事業費	1,104,720,000円
		補助金交付額	1,092,249,000円
所管課	観光課		
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。 間接補助事業者への補助金の交付の条件については、県の交付要綱で財産処分の制限を付すこととされているが、条件を付していないものがあった。</p>		

団体名	一般社団法人佐賀県産業資源循環協会		
所在地	佐賀市高木瀬西五丁目14番1号		
監査執行年月日	令和3年7月9日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県電子マニフェスト等適正管理促進事業費補助金

		補助対象事業費	2,677,142 円
		補助金交付額	2,677,142 円
所 管 課	循環型社会推進課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助の目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人麗風会		
所 在 地	佐賀県杵島郡白石町大字福富下分 2387-3		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 7 月 16 日		
監査執行者（書面）	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県軽費老人ホーム事務費補助金
		補助対象事業費	36,531,000 円
		補助金交付額	23,706,000 円
		補 助 金 名	令和元年度佐賀県老人福祉施設等災害復旧費補助金
		補助対象事業費	8,222,011 円
		補助金交付額	5,811,000 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人長生会		
所 在 地	伊万里市立花町 2703 番地 2		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 6 月 1 日		
監査執行者（書面）	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	平成 30、令和元年度佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金
		補助対象事業費	1,019,566,954 円
		(うち元年度)	(301,791,818 円)
		(うち 30 年度)	(717,775,136 円)
		補助金交付額	286,230,000 円
		(うち元年度)	(143,115,000 円)
(うち 30 年度)	(143,115,000 円)		

		補助金名	令和元年度佐賀県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金
		補助対象事業費	10,884,665 円
		補助金交付額	10,884,000 円
所 管 課	長寿社会課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人ナイスランド北方		
所 在 地	武雄市北方町大字志久 4641-26		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 6 月 3 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補助金名	平成 30、令和元年度佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金
		補助対象事業費 (うち元年度) (うち 30 年度)	829,954,703 円 (680,562,856 円) (149,391,847 円)
		補助金交付額 (うち元年度) (うち 30 年度)	224,950,000 円 (186,583,000 円) (38,367,000 円)
		補助金名	令和元年度佐賀県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等整備事業）補助金
		補助対象事業費	42,076,608 円
		補助金交付額	41,950,000 円
		補助金名	平成 30 年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金
		補助対象事業費	9,352,800 円
		補助金交付額	5,846,000 円
所 管 課	長寿社会課、障害福祉課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	社会福祉法人まごころ会		
所 在 地	佐賀市川副町大字鹿江 1766-1		
監 査 執 行 年 月 日	令和3年7月26日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	令和元年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金
		補助対象事業費	60,751,284 円
		補助金交付額	36,500,000 円
		補 助 金 名	佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金
		補助対象事業費	2,511,754 円
		補助金交付額	2,250,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画通り完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【令和元年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る契約に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業を行うために締結する契約で、少額随契(1件の予定金額が10万円未満(分解を要する物品等の修繕は30万円未満)の契約)以外の単一業者との随意契約をしようとするときは、事前に県に確認することが補助金の交付条件とされているが、これを行わずに単一業者との随意契約を締結していた。</p>		

団 体 名	社会福祉法人西九福祉会		
所 在 地	佐賀市大和町大字久留間 3032		
監 査 執 行 年 月 日	令和3年6月7日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	令和元年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金
		補助対象事業費	483,820,350 円
		補助金交付額	266,760,000 円
所 管 課	障害福祉課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画通り完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。</p> <p>実績報告書の提出日が、期限である会計年度終了日を過ぎてい</p>		

	た。
--	----

団 体 名	特定非営利活動法人くすの木										
所 在 地	佐賀市西与賀町大字厘外 732 番地 9										
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 7 月 30 日										
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹										
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	令和元年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金								
		補助対象事業費	64,868,914 円								
		補助金交付額	29,300,000 円								
所 管 課	障害福祉課										
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画通り完了していたものの、事務の執行で一部是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業に係る県への報告等に関し、適正でないものがあった。 施設整備費において補助対象外経費となる消火器設置費用が補助対象経費として計上されていた。 このため、補助金額に影響はないものの、補助対象経費の算定を誤っていた。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>(正)</td> <td>(誤)</td> <td>(差 額)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>64,839,813 円</td> <td>64,868,914 円</td> <td>29,101 円</td> </tr> </table> <p>(2) 補助事業に係る契約に関し、適正でないものがあった。 補助事業を行うために締結する契約で、少額随契(1 件の予定金額が 10 万円未満(分解を要する物品等の修繕は 30 万円未満) の契約) 以外の単一業者との随意契約をしようとするときは、事前に県に確認することが補助金の交付条件とされているが、これを行わずに単一業者との随意契約を締結していた。</p>				(正)	(誤)	(差 額)	補助対象経費	64,839,813 円	64,868,914 円	29,101 円
	(正)	(誤)	(差 額)								
補助対象経費	64,839,813 円	64,868,914 円	29,101 円								

団 体 名	医療法人啓仁会橋本病院		
所 在 地	神崎市神崎町本告牟田 3005 番地		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 6 月 1 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	令和元年度佐賀県回復期機能病床整備事業費補助金(施設整備)
		補助対象事業費	323,487,600 円
		(うち 30 年度からの繰越)	(297,607,600 円)

		補助金交付額 (うち30年度からの繰越)	161,743,000円 (148,803,000円)
		補助金名	令和元年度佐賀県回復期機能 病床整備事業費補助金(設備整 備)
		補助対象事業費	10,674,350円
		補助金交付額	5,337,000円
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い 執行されていた。		

団 体 名	医療法人社団再整会伊万里整形外科病院		
所 在 地	伊万里市立花町 4060 番地 2		
監 査 執 行 年 月 日	令和3年6月4日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補助金名	令和元年度佐賀県回復期機能 病床整備事業費補助金(施設整 備)
		補助対象事業費 (うち30年度からの繰越)	263,383,454円 (187,002,252円)
		補助金交付額 (うち30年度からの繰越)	131,691,000円 (93,500,000円)
		補助金名	令和元年度佐賀県回復期機能 病床整備事業費補助金(設備整 備)
		補助対象事業費 (うち30年度からの繰越)	2,801,411円 (2,801,411円)
		補助金交付額 (うち30年度からの繰越)	1,400,000円 (1,400,000円)
所 管 課	医務課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿い 執行されていた。		

団 体 名	学校法人慈恩学園														
所 在 地	福岡県久留米市小頭町4番地2														
監査執行年月日	令和3年8月17日														
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹														
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県私立幼稚園運営費補助金												
		補助対象事業費	75,332,000円												
		補助金交付額	43,936,000円												
所 管 課	こども未来課														
監査の結果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1)実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあつた。 補助金額算定の基礎となる処遇改善手当の給与支払月数を、支給していない1名分も支給したと誤って実績報告を行い、補助金を過大に受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 30,000円</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>(正)</td> <td>(誤)</td> <td>(差額)</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>43,906,000円</td> <td>43,936,000円</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>(うち処遇改善割)</td> <td>(277,000円)</td> <td>(307,000円)</td> <td>(30,000円)</td> </tr> </table>				(正)	(誤)	(差額)	補助金額	43,906,000円	43,936,000円	30,000円	(うち処遇改善割)	(277,000円)	(307,000円)	(30,000円)
	(正)	(誤)	(差額)												
補助金額	43,906,000円	43,936,000円	30,000円												
(うち処遇改善割)	(277,000円)	(307,000円)	(30,000円)												

団 体 名	学校法人見真学園		
所 在 地	三養基郡基山町大字宮浦815		
監査執行年月日	令和3年8月19日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県私立幼稚園運営費補助金
		補助対象事業費	70,042,000円
		補助金交付額	28,346,000円
		補助金名	佐賀県私立幼稚園特別支援教育費補助金
		補助対象事業費	9,762,015円
		補助金交付額	9,731,000円
所 管 課	こども未来課		

監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-----------	--

団 体 名	唐津商工会議所		
所 在 地	唐津市大名小路 1-54		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 6 月 25 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金
		補助対象事業費	61,215,738 円
		補助金交付額	50,410,888 円
所 管 課	産業政策課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	伊万里商工会議所		
所 在 地	伊万里市新天町 663		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 6 月 28 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金
		補助対象事業費	66,330,879 円
		補助金交付額	44,505,502 円
所 管 課	産業政策課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	有田商工会議所		
所 在 地	西松浦郡有田町本町丙 954-9		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 6 月 30 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		

財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県小規模事業経営支援事業費補助金
		補助対象事業費	45,258,880 円
		補助金交付額	27,032,828 円
所管課	産業政策課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	株式会社ヨシムラ		
所在地	唐津市海岸通 7182-274		
監査執行年月日	令和3年10月1日		
監査執行者	監査委員 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県工場等立地促進補助金
		補助対象事業費	1,111,441,268 円
		補助金交付額	94,415,000 円
所管課	企業立地課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団体名	職業訓練法人佐賀高等職業訓練運営会		
所在地	佐賀市鍋島町大字森田 469-1		
監査執行年月日	令和3年6月21日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県認定職業訓練運営費補助金
		補助対象事業費	6,179,132 円
		補助金交付額	4,051,000 円
所管課	産業人材課		
監査の結果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	職業訓練法人唐津美容訓練協会														
所 在 地	唐津市町田 869-1														
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 6 月 25 日														
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹														
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県認定職業訓練運営費補助金												
		補助対象事業費	5,652,046 円												
		補助金交付額	3,753,000 円												
所 管 課	産業人材課														
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1)実績報告が不適正で過大に補助金を受領しているものがあつた。 補助対象訓練生について、補助対象経費の算定基準に定める補助対象の要件である出席率が 80%を下回っているにもかかわらず、補助対象としているものがあつた。 その結果、補助金を過大に受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 18,000 円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(正)</th> <th style="text-align: center;">(誤)</th> <th style="text-align: center;">(差 額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象基準額</td> <td style="text-align: right;">3,735,000 円</td> <td style="text-align: right;">3,753,000 円</td> <td style="text-align: right;">18,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td style="text-align: right;">3,735,000 円</td> <td style="text-align: right;">3,753,000 円</td> <td style="text-align: right;">18,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				(正)	(誤)	(差 額)	補助対象基準額	3,735,000 円	3,753,000 円	18,000 円	補助金額	3,735,000 円	3,753,000 円	18,000 円
	(正)	(誤)	(差 額)												
補助対象基準額	3,735,000 円	3,753,000 円	18,000 円												
補助金額	3,735,000 円	3,753,000 円	18,000 円												

団 体 名	諸富家具振興協同組合		
所 在 地	佐賀市諸富町大字為重 529 番地 5		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 9 月 7 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	諸富家具世界へさあいこう応援事業費補助金
		補助対象事業費	13,954,500 円
		補助金交付額	9,302,000 円
所 管 課	流通・貿易課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	佐賀県陶磁器商業協同組合		
所 在 地	西松浦郡有田町本町丙 954-9		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 9 月 9 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県産地再生プロモーション事業費補助金
		補助対象事業費	4,648,224 円
		補助金交付額	3,098,000 円
所 管 課	流通・貿易課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画通り完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会		
所 在 地	唐津市西城内 1 番 1 号		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 6 月 7 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金
		補助対象事業費	43,635,449 円
		補助金交付額	21,606,500 円
所 管 課	生産者支援課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	武雄地区有害鳥獣広域駆除対策協議会		
所 在 地	武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10 号		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 6 月 9 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金
		補助対象事業費	14,198,500 円
		補助金交付額	5,809,500 円
所 管 課	生産者支援課		

監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-----------	--

団 体 名	一般社団法人佐賀県農業会議		
所 在 地	佐賀市八丁畷 8 番 1 号		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 7 月 5 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	負 担 金	負 担 金 名	県農業委員会ネットワーク機構負担金
		負 担 事 業 費	31,656,000 円
		負 担 金 交 付 額	31,656,000 円
	交 付 金	交 付 金 名	機構集積支援事業費交付金
		交 付 事 業 費	9,496,000 円
		交 付 金 交 付 額	9,496,000 円
所 管 課	農産課		
監 査 の 結 果	<p>1 負担事業は計画どおり完了し、交付された負担金は、負担目的に沿って執行されていた。</p> <p>2 交付事業は計画どおり完了し、交付された交付金は、交付目的に沿って執行されていた。</p>		

団 体 名	川副町土地改良区		
所 在 地	佐賀市川副町大字鹿江 419 番地 5		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 6 月 11 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金
		補助対象事業費 (うち前年度からの繰越)	56,322,000 円 (37,300,000 円)
		補 助 金 交 付 額 (うち前年度からの繰越)	36,609,300 円 (24,245,000 円)
	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県基盤整備促進事業補助金
		補助対象事業費	71,000,000 円
		補 助 金 交 付 額	47,925,000 円

所 管 課	農地整備課
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金関係】</p> <p>(1) 補助事業に係る工事の施工管理に関し、適正でないものがあった。</p> <p>水管橋の補強材の施工が工事写真で確認できなかった。</p> <p>・令和2年度農業水利施設ストックマネジメント事業川副地区水管橋補修2号工事</p>

団 体 名	鹿島市土地改良区		
所 在 地	鹿島市大字山浦甲 1564-2		
監 査 執 行 年 月 日	令和3年6月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金
		補助対象事業費	14,800,000 円
		補助金交付額	10,360,000 円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業に係る契約事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金交付要綱では、補助事業を行うため、請負その他の契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、指名停止に関する申立書の提出を求め、その提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないとしているが、指名停止に関する申立書の提出を求めないまま、競争入札に参加させ契約決定しているものがあった。</p>		

団 体 名	鹿島市多良岳土地改良区		
所 在 地	鹿島市大字音成戊 1903-10		
監 査 執 行 年 月 日	令和3年6月17日		

監査執行者（書面）	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県地域農業水利施設ストックマネジメント事業補助金
		補助対象事業費	8,000,000 円
		補助金交付額	5,600,000 円
所 管 課	農地整備課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 補助事業に係る契約事務に関し、適正でないものがあった。 補助金交付要綱では、補助事業を行うため、請負その他の契約をしようとする場合は、当該契約に係る競争入札等に参加しようとする者に対し、指名停止に関する申立書の提出を求め、その提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないとしているが、指名停止に関する申立書の提出を求めないまま、競争入札等に参加させ契約決定しているものがあった。</p> <p>(2) 補助事業に係る工事の施工管理に関し、適正でないものがあった。 ・使用材料について誤った成績証明書を添付していた。 ・写真管理で不十分なものがあった。 管の下の保護砂の状況が不明なものがあった。</p>		

団 体 名	原林業		
所 在 地	三養基郡基山町大字小倉 1322		
監査執行年月日	令和3年6月28日		
監査執行者（書面）	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県造林事業補助金
		補助対象事業費	8,471,000 円
		補助金交付額	3,631,850 円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助の目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	武雄杵島森林組合		
所 在 地	武雄市武雄町大字武雄 4167-2		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 6 月 30 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県造林事業補助金
		補助対象事業費	21,439,200 円
		補助金交付額	10,673,890 円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助の目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	一般社団法人佐賀県木材協会		
所 在 地	佐賀市本庄町大字本庄 278 番地 4		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 6 月 17 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金
		補助対象事業費	5,000,000 円
		補助金交付額	5,000,000 円
		補 助 金 名	佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業費補助金
		補助対象事業費	37,886,766 円
		補助金交付額	37,750,000 円
所 管 課	林業課		
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>【佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金の事務手続に関し、適正でないものがあった。</p> <p>間接補助事業者の成工確認にあたり、完成写真が添付されていないものがあった。</p>		

団 体 名	一般社団法人佐賀県造園建設業協会		
所 在 地	佐賀市金立町大字千布 637-1		

監査執行年月日	令和3年9月2日														
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹														
財政的援助内容	補助金	補助金名	花と緑を育む地域づくり推進事業補助金												
		補助対象事業費	55,022,000円												
		補助金交付額	27,511,000円												
所 管 課	まちづくり課														
監 査 の 結 果	<p>補助事業は計画どおり完了していたものの、事務の執行で不適正なものが発見された。</p> <p>(1)実際の支出額に基づかない補助対象経費を報告し、補助金を過大に受領していた。</p> <p>補助対象経費は補助事業実施にあたって団体が実際に支出した経費とすべきところ、事業計画における見積額を補助対象経費として実績報告していた。</p> <p>本事業は、団体が理事会で指名した会員企業と補助金相当額(見積額の半額)で委託契約し、当該金額を超過する事業費は受託企業が負担する形で実施されていた。本件の補助対象は団体であり、補助対象経費は団体が支出した事業費であるところ、上記見積額を補助対象経費として報告し、補助金を過大に受領していた。</p> <p>過大補助金受領額 13,758,000円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">(正(契約額))</th> <th style="text-align: center;">(誤(見積額))</th> <th style="text-align: center;">(差額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助対象経費</td> <td style="text-align: right;">27,511,000円</td> <td style="text-align: right;">55,022,000円</td> <td style="text-align: right;">27,511,000円</td> </tr> <tr> <td>補助金受領額</td> <td style="text-align: right;">13,753,000円</td> <td style="text-align: right;">27,511,000円</td> <td style="text-align: right;">13,758,000円</td> </tr> </tbody> </table>				(正(契約額))	(誤(見積額))	(差額)	補助対象経費	27,511,000円	55,022,000円	27,511,000円	補助金受領額	13,753,000円	27,511,000円	13,758,000円
	(正(契約額))	(誤(見積額))	(差額)												
補助対象経費	27,511,000円	55,022,000円	27,511,000円												
補助金受領額	13,753,000円	27,511,000円	13,758,000円												

団 体 名	佐賀県高等学校野球連盟		
所 在 地	佐賀市城内一丁目4-25		
監査執行年月日	令和3年9月15日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	補助金	補助金名	SAGA2020SSP 杯佐賀県高等学校スポーツ大会開催事業費補助金
		補助対象事業費	3,653,214円
		補助金交付額	3,500,000円
所 管 課	保健体育課		

監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。
-----------	--

団 体 名	公益財団法人佐賀県市町村振興協会		
所 在 地	佐賀市堀川町1番1号		
監 査 執 行 年 月 日	令和3年7月1日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	交 付 金	交 付 金 名	市町村振興宝くじ交付金
		交 付 事 業 費	376,343,031 円
		交 付 金 交 付 額	376,343,031 円
所 管 課	市町支援課		
監 査 の 結 果	交付事業は計画どおり完了し、交付された交付金は、交付目的に沿って執行されていた。		

団 体 名	武雄市家畜防疫協会		
所 在 地	武雄市武雄町大字昭和 12-10		
監 査 執 行 年 月 日	令和3年7月30日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	交 付 金	交 付 金 名	佐賀県消費・安全対策交付金
		交 付 事 業 費	18,992,788 円
		交 付 金 交 付 額	12,829,000 円
所 管 課	畜産課		
監 査 の 結 果	補助事業は計画どおり完了し、交付された補助金は、補助目的に沿って執行されていた。		

3 公の施設の指定管理者

団 体 名	一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会		
所 在 地	唐津市栄町 2588 番地 11		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 7 月 7 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	公の施設	施 設 名	佐賀県解放会館
	の 管 理	管 理 委 託 額	18,839,000 円
所 管 課	人権・同和対策課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	特定非営利活動法人みんなの森プロジェクト		
所 在 地	佐賀市富士町大字大串 6264		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 9 月 3 日		
監 査 執 行 者 (書 面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	公の施設	施 設 名	佐賀県北山少年自然の家
	の 管 理	管 理 委 託 額	81,370,000 円
所 管 課	まなび課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	佐賀ヨットハーバー共同企業体		
所 在 地	佐賀県唐津市二夕子三丁目 1 番 8 号		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 10 月 1 日		
監 査 執 行 者	監査委員 荒木 敏也 大場 芳博		
財 政 的 援 助 内 容	公の施設	施 設 名	佐賀県ヨットハーバー
	の 管 理	管 理 委 託 額	40,000,000 円
所 管 課	S A G A サンライズパーク整備推進課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団 体 名	乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体		
所 在 地	佐賀県武雄市武雄町永島 16351		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 10 月 6 日		

監査執行者	監査委員 角 貞樹		
財政的援助内容	公の施設 の管理	施設名	佐賀県立宇宙科学館
		管理委託額	340,258,000円
所管課	文化課		
監査の結果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団体名	特定非営利活動法人佐賀県射撃と狩猟振興会		
所在地	佐賀市大和町大字久池井 3669		
監査執行年月日	令和3年10月1日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	公の施設 の管理	施設名	佐賀県射撃研修センター
		管理委託額	9,674,690円
所管課	生産者支援課		
監査の結果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

団体名	さが21県民の森管理運営共同事業体		
所在地	佐賀県佐賀市富士町大字古湯 1148 番地 10		
監査執行年月日	令和3年7月6日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財政的援助内容	公の施設 の管理	施設名	佐賀県立21世紀県民の森
		管理委託額	36,566,200円
所管課	森林整備課		
監査の結果	<p>公の施設の管理は、おおむね適正に行われていたものの、事務の執行で一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>(1) 管理運営業務に関し、適正でないものがあった。 園地の維持管理業務の施工管理は、業務仕様書において管理書類及び写真により管理することとされているが、一部、写真がなく作業を行ったことを確認することができないものがあった。</p>		

団 体 名	太良町		
所 在 地	藤津郡太良町大字多良 1-6		
監 査 執 行 年 月 日	令和 3 年 8 月 27 日		
監査執行者(書面)	監査委員 久本 智博 荒木 敏也 角 貞樹		
財 政 的 援 助 内 容	公の施設 の 管 理	施 設 名	太良人工海浜公園
		管 理 委 託 額	0 円
所 管 課	港湾課		
監 査 の 結 果	公の施設の管理は、おおむね適正に行われていた。		

所管課・関係課ごとの監査結果

1 補助金等交付団体関係

所 管 課	法務私学課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県私立専修学校（専門課程・一般課程）運営費補助金
		補助団体数	学校法人江楠学園ほか 11 団体
		補助対象事業費	1,550,161,586 円
		補助金交付額	35,353,000 円
監査実施団体数	2 団体		
監査の結果	<p>【学校法人江楠学園関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>補助金交付要綱に財産の処分制限の規定はあるものの、処分制限の対象とする財産の価格の定めがなかった。</p>		

所 管 課	法務私学課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県私立中学校・高等学校運営費補助金
		補助団体数	学校法人江楠学園ほか 8 団体
		補助対象事業費	6,114,573,000 円
		補助金交付額	2,712,817,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>【学校法人江楠学園関係】</p> <p>(1) 補助対象経費で検討を要するものがあった。</p> <p>教育については非課税となっていることから、固定資産税、補助活動に係る消費税及び地方消費税等の税については補助対象外経費とすることを検討されたい。</p> <p>また、補助活動で消費税及び地方消費税の仕入税額控除を受けた場合は、補助活動の補助対象経費から除外する旨を補助金交付要綱に定めることを検討されたい。</p>		

所 管 課	法務私学課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県私立専修学校高等課程運営費補助金
		補助団体数	学校法人九州国際学園ほか 2 団体
		補助対象事業費	104,298,000 円

		補助金交付額	50,693,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>【学校法人九州国際学園関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>人件費等について専修学校高等課程と専門学校との経費按分が適正でなかったため、補助対象経費が過少になっていた。</p> <p>令和2年度の補助対象経費の額に基づき令和3年度における補助金額が算定されるため、実績報告の審査を適正に行われたい。</p>		
	(正)	(誤)	(差額)
	補助対象経費	43,800,000 円	37,788,000 円 6,012,000 円

所 管 課	さが創生推進課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県地域活性化等起業支援事業費補助金
		補助団体数	エスピージャパン株式会社
		補助対象事業費	20,640,000 円
		補助金交付額	20,640,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>実績報告の審査が不適正で過大に補助金を交付しているものがあった。</p> <p>補助対象経費のうち人件費について、補助金交付要綱上「補助事業者が補助事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限る」と規定されているにも関わらず、従業員ではない役員に対する報酬を含めた金額で実績報告がなされていたが、それを看過していた。</p> <p>過大補助金交付額 1,080,000 円</p>		
	(正)	(誤)	(差額)
	関連補助対象経費	0 円	1,080,000 円 1,080,000 円
	補助金交付額	0 円	1,080,000 円 1,080,000 円
	補助対象経費は原則として実際に発生、支出のあった経費でなければならないところ、補助対象経費のうち人件費について、		

	<p>支払額に基づいて算定した日額単価を上回る団体の役務事業における営業単価（間接経費、粗利益を含んでいると考えられる）に準じた単価を用いて算定、報告されていたにもかかわらず、それを容認していた。</p> <p>過大補助金交付額 1,825,137 円</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">（正）</td> <td style="text-align: center;">（誤）</td> <td style="text-align: center;">（差額）</td> </tr> <tr> <td>関連補助対象経費</td> <td style="text-align: right;">1,614,863 円</td> <td style="text-align: right;">3,440,000 円</td> <td style="text-align: right;">1,825,137 円</td> </tr> <tr> <td>補助金交付額</td> <td style="text-align: right;">1,614,863 円</td> <td style="text-align: right;">3,440,000 円</td> <td style="text-align: right;">1,825,137 円</td> </tr> </table> <p>（２）補助事業に関し、団体への指導で不適切なものがあつた。 補助対象経費として報告された金額に含まれる消費税相当額について、消費税の確定申告において仕入税額控除を受けたにもかかわらず、補助金交付要綱に規定された報告がなされていなかった。 所管課は、団体が消費税の課税事業者でありかつ補助対象経費に課税仕入が含まれているにもかかわらず、当該報告の要否の確認を行っていなかった。</p> <p>補助対象経費中の課税仕入に係る仕入控除税額推定額 585,280 円</p> <p>（３）補助金交付要綱に関し、不適切な部分があつた。 補助事業者が、間接補助事業者から、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額確定に伴う返還金、並びに補助事業実施期間内の収益に係る返還金を受領した場合の取扱いについて、補助金交付要綱に規定していなかった。</p>		（正）	（誤）	（差額）	関連補助対象経費	1,614,863 円	3,440,000 円	1,825,137 円	補助金交付額	1,614,863 円	3,440,000 円	1,825,137 円
	（正）	（誤）	（差額）										
関連補助対象経費	1,614,863 円	3,440,000 円	1,825,137 円										
補助金交付額	1,614,863 円	3,440,000 円	1,825,137 円										

所 管 課	観光課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	一般社団法人佐賀県観光連盟補助金
		補助団体数	一般社団法人佐賀県観光連盟
		補助対象事業費	1,104,720,000 円
		補助金交付額	1,092,249,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>（１）補助金交付要綱に関し、不適切な部分があつた。 間接補助事業者が消費税及び地方消費税の納税義務者（課税事業者）であり、補助対象経費に消費税及び地方消費税の課税対象経</p>		

	<p>費が含まれているにもかかわらず、「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し仕入税額控除額の全部又は一部を返還する必要がある旨の規定」又は「補助対象経費から、消費税及び地方消費税を除く規定」が補助金交付要綱に定められていなかった。</p>
--	---

所 管 課	長寿社会課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	平成 30、令和元年度佐賀県老人福祉施設等施設整備費補助金
		補助団体数	社会福祉法人長生会ほか5団体
		補助対象事業費 (うち元年度) (うち30年度)	3,322,871,940円 (2,040,610,098円) (1,282,261,842円)
		補助金交付額 (うち元年度) (うち30年度)	960,686,000円 (602,094,000円) (358,592,000円)
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>【社会福祉法人長生会及び社会福祉法人ナイスランド北方関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>補助対象外経費の算定において、面積按分により補助対象外サービスに係る経費を求めているが、補助対象外のサービスを提供する区画(デイサービス区画)の面積のみを対象外として取り扱っていた。</p> <p>整備施設には、補助対象のサービス(老人ホーム、ショートステイ)とデイサービスで共用する部分が存在するため、その部分について適切な割合で経費を按分し補助対象外経費を算定する等の方法が考えられるところ、要綱等には共用部分の取扱いについて明示されていない。</p> <p>複合サービス施設における共用部分の取扱いは補助金の交付者、申請者双方に重要な事項であり、要綱等にてその取扱いを明示することを検討されたい。</p>		

所 管 課	長寿社会課、スポーツ課、文化課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金

		補助団体数	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団
		補助対象事業費	54,650,025 円
		補助金交付額	38,748,000 円
	補助金	補助金名	佐賀県元気高齢者社会参加活動推進事業費補助金
		補助団体数	公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団
		補助対象事業費	3,552,000 円
		補助金交付額	3,552,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>【佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業のうち、さがねりんピック開催事業についてはスポーツ課及び文化課が所管しているが、当該事業について実績報告書の確認審査を行わないまま額の確定が行われていた。</p> <p>【佐賀県元気高齢者社会参加活動推進事業費補助金関係】</p> <p>(2) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助事業の内容が変更となったことを把握していながら、変更承認手続きを行わせていなかった。</p>		

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金
		補助団体数	社会福祉法人まごころ会ほか 6 団体
		補助対象事業費	20,105,621 円
		補助金交付額	13,381,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>【社会福祉法人まごころ会関係】</p> <p>(1) 補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>補助事業者が消費税及び地方消費税の納税義務者（課税事業者）であり、補助対象経費に消費税及び地方消費税の課税対象経費が含まれているにもかかわらず、補助金交付要綱に「消費税及び地方</p>		

	消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し仕入税額控除額の全部又は一部を返還する必要がある旨の規定」又は「補助対象経費から、消費税及び地方消費税を除く規定」が定められていなかった。
--	--

所 管 課	障害福祉課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	令和元年度佐賀県障害福祉関係施設整備費補助金
		補助団体数	特定非営利活動法人くすの木ほか12団体
		補助対象事業費	1,078,493,821円
		補助金交付額	562,470,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>【特定非営利活動法人くすの木関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>補助金額に影響はないものの、補助対象経費を誤って記載した実績報告書を受理していた。</p> <p style="text-align: center;">(正) (誤) (差額)</p> <p>補助対象経費 64,839,813円 64,868,914円 29,101円</p>		

所 管 課	こども未来課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県私立幼稚園運営費補助金
		補助団体数	学校法人慈恩学園ほか41団体
		補助対象事業費	332,692,000円
		補助金交付額	167,982,000円
監査実施団体数	2団体		
監査の結果	<p>【学校法人慈恩学園関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあった。</p> <p>補助金額算定の基礎となる処遇改善手当の給与支払月数を、支給していない1名分も支給したと誤った実績報告を受けていたが、これを確認することなく、補助金を過大に交付していた。</p>		

	<p>過大補助金交付額 30,000 円</p> <p>(正) (誤) (差額)</p> <p>補助金額 43,906,000 円 43,936,000 円 30,000 円</p> <p>(うち処遇改善割) (277,000 円) (307,000 円) (30,000 円)</p>		
--	---	--	--

所 管 課	産業人材課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県認定職業訓練運営費補助金
		補助団体数	職業訓練法人唐津美容訓練協会ほか 8 団体
		補助対象事業費	42,719,029 円
		補助金交付額	26,219,000 円
監査実施団体数	2 団体		
監査の結果	<p>【職業訓練法人唐津美容訓練協会関係】</p> <p>(1) 実績報告書の審査が不十分で過大に補助金を交付しているものがあつた。</p> <p>補助対象訓練生について、補助対象経費の算定基準に定める補助対象の要件である出席率が 80%以上であることを関係書類等で十分に確認せず、補助金の額の確定を行い、過大に補助金を交付していた。</p> <p>過大補助金交付額 18,000 円</p> <p>(正) (誤) (差額)</p> <p>補助対象基準額 3,735,000 円 3,753,000 円 18,000 円</p> <p>補助金額 3,735,000 円 3,753,000 円 18,000 円</p>		

所 管 課	生産者支援課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県イノシシ等被害防止対策事業費補助金
		補助団体数	唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会ほか 14 団体

		補助対象事業費	166,527,055 円
		補助金交付額	74,620,265 円
監査実施団体数	2 団体		
監査の結果	<p>【唐津地域有害鳥獣広域駆除対策協議会関係】</p> <p>(1) 補助事業の実施で検討を要するものがあつた。</p> <p>補助事業のうち電気柵設置事業には、県単独事業と国庫事業があり、県単独事業は、国庫事業の要件を満たさないものに、国庫事業を申請し採択されなかったものを加えて交付決定しているため、交付決定が年度後半となり、事業効果の発現が遅れている。</p> <p>国庫事業の要件を満たさないものについては、年度開始後速やかに交付決定手続を行なうなど、県単独事業の効果を早期に発現させるための対応が必要と考える。</p> <p>平成 27 年度財政的援助団体等監査においても所管課に対して国庫事業優先の対応を改めることを求め、所管課も措置状況報告において改善する旨を回答したが実現していない。</p> <p>早期の補助事業実施が行われるよう、補助金の申請及び交付決定の前倒しの検討を強く求める。</p> <p>有害鳥獣の捕獲を補助事業者から地元猟友会等団体に対し委託している事業の実績報告書について、狩猟、猟具の維持管理、事務作業、会議など委託事業の仕様書に定められている業務がいつどのように実施されたのかが記載されておらず、燃料費やエサ代などの経費支出を証する領収書等の確認ができないことから、委託事業の実績把握ができなかった。</p> <p>令和元年度財政的援助団体等監査において所管課に対して実績把握方法の改善を求めたが対応されていない。</p> <p>補助事業の対象である有害鳥獣捕獲委託事業が適切に実施されているか確認できるよう、委託事業の実績把握方法の改善の検討を強く求める。</p>		

所 管 課	畜産課		
財政的援助内容	交付金	交付金名	佐賀県消費・安全対策交付金
		交付団体数	武雄市家畜防疫協会ほか7団体
		交付事業費	55,105,192 円
		交付金交付額	36,449,000 円
監査実施団体数	2 団体		

監 査 の 結 果	<p>【公益社団法人佐賀県畜産協会関係】</p> <p>(1) 交付金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>交付事業者が交付金で防鳥ネット、動力噴霧器等の財産を取得しているにもかかわらず、交付金交付要綱に財産の処分制限に関する規定が定められていなかった。</p> <p>また、国が定めた消費・安全対策交付金実施要領に定める指名停止等に関する申立書に関する規定を交付金交付要綱の交付の条件に定めていなかった。</p> <p>【武雄市家畜防疫協会関係】</p> <p>(2) 交付金交付要綱に関し検討を要するものがあった</p> <p>実績報告書において、交付金事業に要した総事業費の内訳となる畜産農家の事業費の記載欄がないため、総事業費の積算が確認できる様式になっていなかった。</p> <p>実績報告書の様式に畜産農家の事業費の欄を設けるなど交付金交付要綱の改正を検討されたい。</p>
-----------	---

所 管 課	林業課		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	佐賀県ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金
		補 助 団 体 数	一般社団法人佐賀県木材協会
		補 助 対 象 事 業 費	5,000,000 円
		補 助 金 交 付 額	5,000,000 円
監 査 実 施 団 体 数	1 団体		
監 査 の 結 果	<p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>実績報告書に間接補助事業者の完成写真が添付されていないものがあったが受理し、補助金の額の確定を行っていた。</p>		

所 管 課	まちづくり課		
財 政 的 援 助 内 容	補 助 金	補 助 金 名	花と緑を育む地域づくり推進事業補助金
		補 助 団 体 数	一般社団法人佐賀県造園建設業協会ほか 3 団体

		補助対象事業費	60,396,800 円												
		補助金交付額	30,198,400 円												
監査実施団体数	1 団体														
監査の結果	<p>【一般社団法人佐賀県造園建設業協会関係】</p> <p>(1) 補助金事務に関し、適正でないものがあった。</p> <p>所管課は実績報告書の審査において、補助対象経費が団体の実際の支出額ではなく、事業計画における見積額で計上されていることを了知していたが、見積額が実施事業に対して妥当であると判断したこと及び事業計画において予定されていた業務が完了されていたことから当該補助対象経費報告額を承認し、補助金を過大に交付していた。</p> <p>また、本補助制度では補助事業者が補助金額と同額以上を自己負担することとされているが、当該補助事業の規模は団体の通常の予算規模を大幅に上回っており、補助事業としての制度設計に検討を要する部分（補助率や補助事業者の設定など）があった。</p> <p>過大補助金交付額 13,758,000 円</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(正(契約額))</td> <td style="text-align: center;">(誤(見積額))</td> <td style="text-align: center;">(差額)</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td style="text-align: right;">27,511,000 円</td> <td style="text-align: right;">55,022,000 円</td> <td style="text-align: right;">27,511,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助金受領額</td> <td style="text-align: right;">13,753,000 円</td> <td style="text-align: right;">27,511,000 円</td> <td style="text-align: right;">13,758,000 円</td> </tr> </table>				(正(契約額))	(誤(見積額))	(差額)	補助対象経費	27,511,000 円	55,022,000 円	27,511,000 円	補助金受領額	13,753,000 円	27,511,000 円	13,758,000 円
	(正(契約額))	(誤(見積額))	(差額)												
補助対象経費	27,511,000 円	55,022,000 円	27,511,000 円												
補助金受領額	13,753,000 円	27,511,000 円	13,758,000 円												

所 管 課	保健体育課		
財政的援助内容	補助金	補助金名	SAGA2020SSP 杯佐賀県高等学校スポーツ大会開催事業費補助金
		補助団体数	佐賀県高等学校野球連盟
		補助対象事業費	3,653,214 円
		補助金交付額	3,500,000 円
監査実施団体数	1 団体		
監査の結果	<p>(1) 補助金交付要綱に関し、不適切な部分があった。</p> <p>補助事業者が消費税及び地方消費税の納税義務者（課税事業者）であり、補助対象経費に消費税及び地方消費税の課税対象経費が含まれているにもかかわらず、「補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、速やかに知事に報告し仕入税額控除額の全部又は一部を返還する必要がある旨の規定」又は</p>		

	<p>「補助対象経費から、消費税及び地方消費税を除く規定」が補助金交付要綱に定められていなかった。</p>
--	---

2 公の施設の指定管理者関係

所 管 課	文化課		
団 体 名	乃村・松尾宇宙科学館活性化共同事業体		
財 政 的 援 助 内 容	公の施設 の 管 理	施 設 名	佐賀県立宇宙科学館
監 査 の 結 果	<p>(1) 管理委託料の取扱いで検討を要するものがあった。</p> <p>管理委託料は、当該年度における管理運営業務に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があった場合においても、増額又は減額しないことが原則だが、特別な事情が生じた場合は、指定管理者と協議の上、年度協定書を変更し、管理委託料を変更できることとされている。</p> <p>今回、宇宙科学館に係る管理委託料について、コロナ禍での減収等を考慮し、1月末時点での決算見込みにおける赤字額相当分、管理委託料を増額変更するよう年度協定書を変更したが、最終決算では純利益が計上されていた。また、年度協定書の変更に際し、管理委託料の精算の規定は設定されていなかった。</p> <p>純利益が生じた要因について監査で確認したところ、主には指定管理者の経営努力によるものであることが確認されたが、今後同様の事案で過大積算などがあった場合、特別な事情による本来の影響額以上の額が指定管理者に交付されるおそれがある。</p> <p>については、管理委託料の額を変更すべき特別な事情が生じ、年度協定書を変更し管理委託料を変更する際には、例えば精算の規定を設けるなど、適切な対応を検討されたい。</p>		

所 管 課	まなび課		
団 体 名	公益財団法人佐賀県教育文化振興財団 特定非営利活動法人みんなの森プロジェクト		
財 政 的 援 助 内 容	公の施設 の 管 理	施 設 名	佐賀県波戸岬少年自然の家 佐賀県北山少年自然の家
監 査 の 結 果	<p>(1) 指定管理委託料を過大に交付しているものがあった</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として県の指示により指定管理施設の食堂の供用を停止及び県内利用者に制限したことに伴い、停止及び制限期間中の食堂従業員の人件費、光熱水費、及び廃棄した食材の購入に要した経費を指定管理委託料として特別に交付していた。</p> <p>当該委託料は、県が金額を積算し指定管理者に提示したうえで、県と指定管理者との間で結ばれる指定管理に係る令和2年度協定書を変更し交付されているが、食堂従業員の人件費に対して別途</p>		

	<p>雇用調整助成金が交付されているにもかかわらず、積算に際して同助成金を差し引かなかったため、当該委託料と雇用調整助成金が重複することとなり、委託料が過大に交付されていた。</p> <p>委託料過大交付額 佐賀県波戸岬少年自然の家 164,630 円 佐賀県北山少年自然の家 805,482 円</p>
--	--

所 管 課	人権・同和対策課		
団 体 名	一般社団法人佐賀県部落解放推進協議会		
財 政 的 援 助 内 容	公の施設 の 管 理	施 設 名	佐賀県解放会館
監 査 の 結 果	<p>(1) 管理運営業務に関し、適正でないものがあった。 協定書で、指定管理者から事業報告書を受領したときは、その内容を確認し、その結果を指定管理者に通知するとともに公表するとされているが、公表されていなかった。</p>		

所 管 課	森林整備課		
団 体 名	さが 21 県民の森管理運営共同事業体		
財 政 的 援 助 内 容	公の施設 の 管 理	施 設 名	佐賀県立 21 世紀県民の森
監 査 の 結 果	<p>(1) 団体の指導で不十分なものがあった。 園地の維持管理業務の施工管理は、業務仕様書において管理書類及び写真により管理することとしているが、一部、写真がなく作業を行ったことを確認することができないものがあったことから、団体に対し適切に施工管理を行うよう指導されたい。</p>		

3 関係課関係

関係課	人事課		
関係団体名	乃村・松尾宇宙科学館活性化事業体		
財政的援助内容	公の施設 の管理	施設名	佐賀県立宇宙科学館 (所管課：文化課)
監査の結果	<p>(1) 管理委託料の取扱いで検討を要するものがあった。</p> <p>管理委託料は、当該年度における管理運営業務に要した経費及び利用料金その他の収入に増減があった場合においても、増額又は減額しないことが原則だが、特別な事情が生じた場合は、指定管理者と協議の上、年度協定書を変更し、管理委託料を変更できることとされている。</p> <p>今回、宇宙科学館に係る管理委託料について、コロナ禍での減収等を考慮し、1月末時点での決算見込みにおける赤字額相当分、管理委託料を増額変更するよう年度協定書を変更したが、最終決算では純利益が計上されていた。また、年度協定書の変更に際し、管理委託料の精算の規定は設定されていなかった。</p> <p>純利益が生じた要因について監査で確認したところ、主には指定管理者の経営努力によるものであることが確認されたが、今後同様の事案で過大積算などがあった場合、特別な事情による本来の影響額以上の額が指定管理者に交付されるおそれがある。</p> <p>については、管理委託料の額を変更すべき特別な事情が生じ、年度協定書を変更し管理委託料を変更する際には、例えば精算の規定を設けるなど、適切な対応を検討されたい。</p>		

関係課	財政課		
関係団体名	エスピージャパン株式会社		
財政的援助内容	補助金	補助金名	佐賀県地域活性化等起業支援 事業費補助金 (所管課：さが創生推進課)
監査の結果	<p>(1) 補助金事務に関し、検討を要するものがあった。</p> <p>令和3年度の財政的援助団体等監査において、補助対象となる人件費を、給与等の実支出額から算定された単価ではなく、補助事業者が設定した営業上の単価を用いて算定し、結果的に補助金の過大交付が生じたものがあった。</p> <p>国の各省庁においては、会計検査院の指摘を契機として、補助事業の実施に要する人件費の算定方法を定め、適正化が図られた事例があるが、本県においては、同様の基準等は整理されていない。</p>		

	<p>本県においても、国の取扱を参考に、補助事業の実施に要する人件費の算定方法の基準を定め、補助金事務の適正化を図ることを検討されたい。</p>
--	--

